

## 東京都多重債務問題対策協議会部会設置要領

	平成19年9月28日
	19生消生企第237号
改正	平成20年3月1日
	19生消生企第447号
改正	平成20年4月1日
	20生消生企第21号
改正	平成22年4月1日
	22生消生企第1号
改正	平成22年7月9日
	22生文総総第825号
改正	平成24年6月1日
	24生消企第107号
改正	平成26年3月1日
	25生消企第560号
改正	平成28年4月1日
	28生消企第374号
改正	平成30年4月2日
	30生消企第23号
改正	平成31年4月1日
	31生消企第42号
改正	令和2年7月8日
	2生消企第192号

### (目的)

第1 この要領は、東京都多重債務問題対策協議会設置要綱（平成19年8月24日付19生消生企第189号。以下「要綱」という。）第6に基づき、東京都多重債務問題対策協議会（以下「協議会」という。）における専門的事項を検討するために設置する部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (部会及び協議事項)

第2 協議会に設置する部会及び協議事項は、別表1に掲げるとおりとする。

### (構成)

第3 各部会は、部会長及び部会委員をもって構成する。

2 情報連絡部会の部会委員は、別表2-1に掲げる職にある者及び別表2-2に掲げる団体に所属する者のうち、東京都福祉保健局長が委嘱する者とする。

3 相談部会の部会委員は、別表3-1に掲げる職にある者及び別表3-2に掲げる団体に所属する者のうち、東京都生活文化局長が委嘱する者とする。

4 生活再建部会の部会委員は、別表4-1に掲げる職にある者及び別表4

ー 2 に掲げる団体に所属する者のうち、東京都福祉保健局長が委嘱する者とする。

第 5 貸金業部会の部会委員は、別表 5 - 1 に掲げる職にある者及び別表 5 - 2 に掲げる団体に所属する者のうち、東京都産業労働局長が委嘱する者とする。

(部会長)

第 4 各部会長は、別表 6 に掲げる職にある者をもって充てる。

2 各部会長は、各部会を招集し、主宰する。

(部会委員の任期)

第 5 部会委員の任期は 2 年とし、部会委員に欠員が生じたときの補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(意見聴取)

第 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 各部会の庶務は、別表 7 に掲げる課においてそれぞれ処理する。

(その他)

第 8 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 9 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この要領は、令和2年7月8日から施行する。

別表 1

部会名	協議事項
情報連絡部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種窓口における多重債務問題の発見に関すること。</li> <li>2 発見した多重債務問題に係る相談窓口への誘導に関すること。</li> <li>3 関係部局及び関係機関との情報交換や連携に関すること。</li> <li>4 その他</li> </ol>
相談部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談体制の整備、充実にすること。</li> <li>2 相談窓口における対応に関すること。</li> <li>3 法的整理への誘導に関すること。</li> <li>4 区市町村との連携、支援、補完等に関すること。</li> <li>5 関係部局及び関係機関との連携に関すること。</li> <li>6 その他</li> </ol>
生活再建部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談窓口との連携に関すること。</li> <li>2 関係機関との連携に関すること。</li> <li>3 各種セーフティネット貸付けに関すること。</li> <li>4 配偶者等からの暴力、児童虐待、自殺等の総合対策に関すること。</li> <li>5 その他</li> </ol>
貸金業部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 貸金業の業務の適正化に関すること。</li> <li>2 警察や監督当局との連携に関すること。</li> <li>3 ヤミ金対策に関すること。</li> <li>4 その他</li> </ol>

(情報連絡部会)

別表 2 - 1

福祉保健局生活福祉部長
主税局徴収部計画課長
生活文化局消費生活総合センター活動推進課長
住宅政策本部都営住宅経営部指導管理課長
福祉保健局生活福祉部地域福祉課長
病院経営本部サービス推進部患者サービス課長
産業労働局金融部貸金業対策課長
水道局サービス推進部業務課長
下水道局経理部業務管理課長
教育庁総務部教育政策課政策担当課長

別表 2 - 2

東京労働者福祉協議会
社会福祉法人東京都社会福祉協議会
東京都民生児童委員連合会

(相談部会)

別表 3 - 1

生活文化局消費生活総合センター所長
生活文化局消費生活部企画調整課長
生活文化局消費生活総合センター相談課長
福祉保健局生活福祉部地域福祉課長
産業労働局金融部貸金業対策課長

別表 3 - 2

東京弁護士会
第一東京弁護士会
第二東京弁護士会
東京司法書士会
日本司法支援センター東京地方事務所
全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会
クレ・サラ首都圏連絡会
公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会
特別区
市
町村

(生活再建部会)

別表 4 - 1

福祉保健局生活福祉部長
生活文化局消費生活部取引指導課長
福祉保健局保健政策部保健政策課長
福祉保健局生活福祉部地域福祉課長
福祉保健局高齢社会対策部計画課長
福祉保健局少子社会対策部計画課長
福祉保健局障害者施策推進部計画課長
産業労働局金融部貸金業対策課長

別表 4 - 2

東京弁護士会
第一東京弁護士会
第二東京弁護士会
東京司法書士会
日本司法支援センター東京地方事務所
全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会
クレ・サラ首都圏連絡会
東京労働者福祉協議会
社会福祉法人東京都社会福祉協議会

東京都民生児童委員連合会
公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会
特別区
市
町村

(貸金業部会)

別表 5 - 1

産業労働局金融部長
生活文化局消費生活部特別機動調査担当課長
福祉保健局生活福祉部地域福祉課長
産業労働局金融部貸金業対策課長
警視庁金融犯罪対策室長
警視庁組織犯罪対策部管理官（暴力団排除担当）

別表 5 - 2

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会
日本貸金業協会
公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会
財務省関東財務局東京財務事務所

別表 6

部会名	部会長
情報連絡部会	福祉保健局生活福祉部長
相談部会	生活文化局消費生活総合センター所長
生活再建部会	福祉保健局生活福祉部長
貸金業部会	産業労働局金融部長

別表 7

部会名	庶務
情報連絡部会	福祉保健局生活福祉部地域福祉課
相談部会	生活文化局消費生活総合センター相談課
生活再建部会	福祉保健局生活福祉部地域福祉課
貸金業部会	産業労働局金融部貸金業対策課